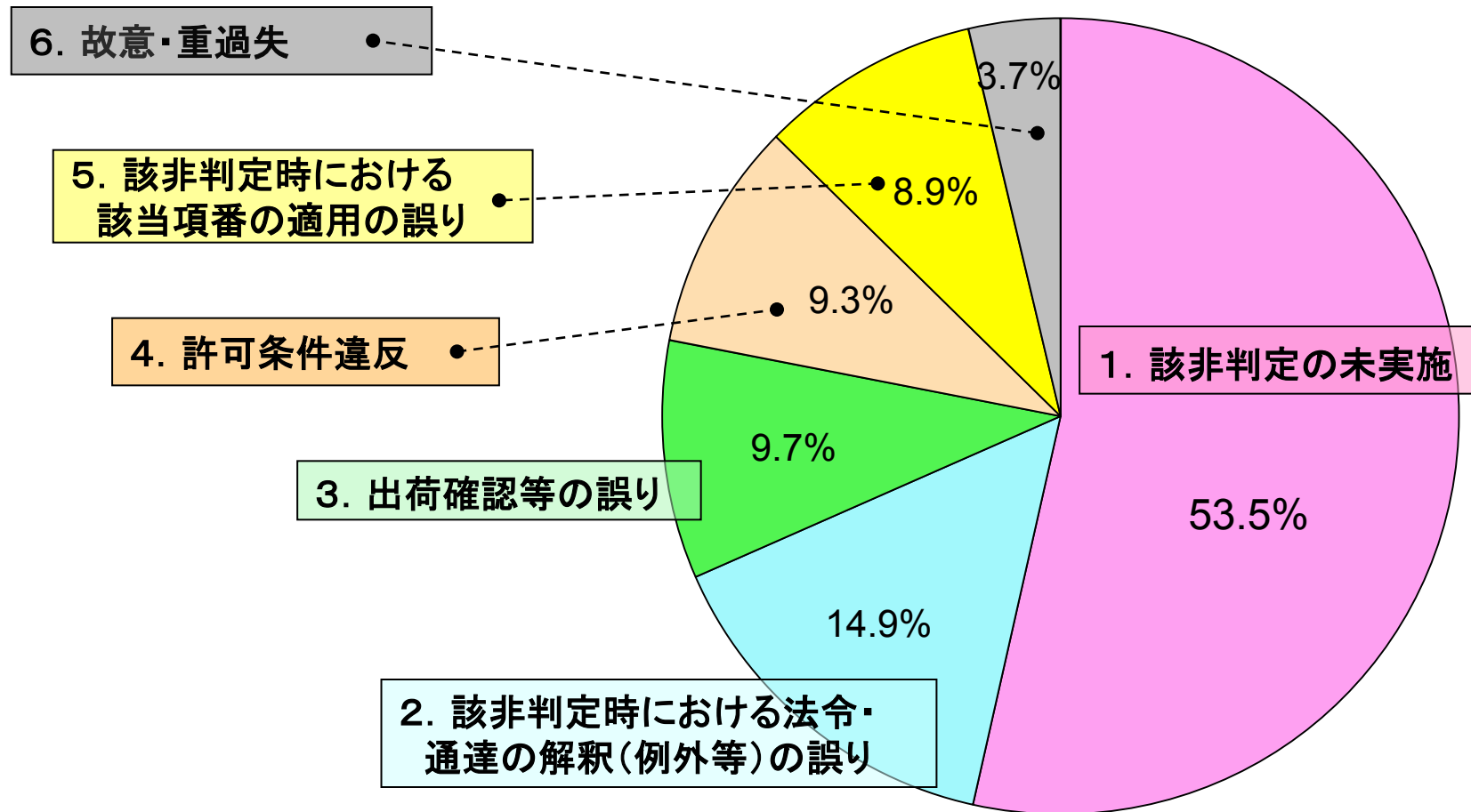


最近の違反原因分析 (2007年~2010年)

参:P68~



(がいひ はんてい)

注) 該非判定 : 輸出しようとする物又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否かを判定すること。

違反原因①

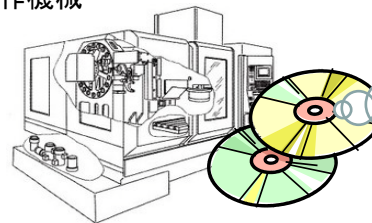
こんな思いこみをしていませんか？

参:P68~



該非判定？
良くわからないけど、通関業者が対応してくれてるはず。

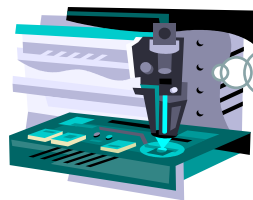
工作機械



工作機械が非該当なら、そのプログラムも非該当だね。

出典 JIS B 0105

※画像は、作成者の許可を得て掲載しております。転写厳禁



汎用性のある機械なら、該当品の性能は出ないはず。

従来品：プラスチック製(非該当品)



今まで非該当だったし、用途も変わらないから、新製品も非該当のはず。

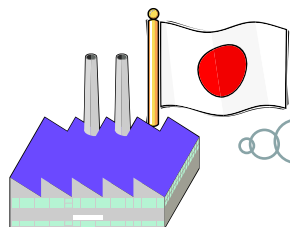
新製品：炭素繊維製(該当品)

- ・違反の多くは思いこみから生じています。
- ・輸出等に当たっては、必ず該非判定を行いましょう。

違反原因②

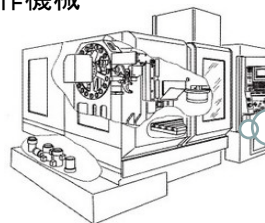
他にもこんな思いこみがあります。

参:P68~



自社の関連会社
向けなら、輸出
許可はいら
ないはず。

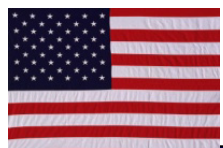
工作機械



メーカーからは工作
機械本体の該非判
定書しか発行されな
かったから、プログラ
ムは含まれていない
ということだよね。

出典 JIS B 0105

※画像は、作成者の許可を得て掲載しております。転写厳禁



ホワイト国向け
なら輸出許可は
いら
ないはず。



民生用途にしか
使われないから
輸出許可はいら
ないだろう。



・リスト規制貨物を輸出する場合、リスト規制技術を提供する場合は、取引先や仕向地にかかわらず経済産業大臣の許可が必要です。